

国民年金保険料の納付が困難なときは 申請免除の手続きを

経済的な理由や災害などにより、国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。

免除の種類	保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度
条件など	所得に応じて「全額免除」「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の4段階の免除制度 前年所得などが定められた基準以下の場合	30歳未満の方に限り利用できる制度 前年所得などが定められた基準以下の場合	在学期間中の保険料を社会人になってから納める制度 前年所得などが定められた基準以下の場合
前年の所得審査対象者	申請者本人 申請者の配偶者 世帯主	申請者本人 申請者の配偶者	申請者本人（学生）
免除の対象となる所得の目安	※別表	「全額免除」と同規準	118万円以下
免除承認期間	7月から翌年6月まで	7月から翌年6月まで	4月から翌年3月まで
年金受給資格期間への参入	あ り		
年金額への参入	あり	なし	あり
後から年金保険料を納める場合	10年以内なら追納可能		
持参いただくもの	年金手帳 ※代理の方が申請する場合は、年金手帳、認め印、身分証明（運転免許証または保険証など）を持参 また、平成21年1月1日現在本市に住所がない方は、所得証明書を添付してください。 *退職(失業)を理由とする免除の申請は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写しを添付することで退職(失業)者の所得を除外して審査します。		

※別表 <免除の対象となる所得の目安>

世帯構成	全額免除	4分の1納付	半額納付	4分の3納付
4人世帯（夫婦・子ども2人）	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯（夫婦のみ）	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

*「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。承認された場合でも、保険料を納めないと免除が無効（未納と同じ）になりますので、ご注意ください。

▶問い合わせ 保険年金課国民年金担当（内線270・275）

行田市地域包括支援センター 運営協議会の委員を募集します

市では、高齢者の総合相談やケアマネジメントを行う地域包括支援センターを3カ所設置していますが、センターの適切な事業運営を図るため、毎年度運営協議会を開催し、事業計画および事業報告の検証、評価を行っています。

そこで、皆さんの意見を反映するため、運営協議会の委員を募集します。

▼応募資格 本市に住所を有し、平日昼間の会議に出席できる方。ただし、次に掲げる方を除きます。

(1) 応募日現在、すでに本市の他の付属機関の委員の職にある方

(2) 市職員および市議会議員

▼募集人員

- ・65歳以上の方（4月1日現在、行田市介護保険の第1号被保険者）1人
- ・40歳以上65歳未満の方（4月1日現在、行田市介護保険の第2号被保険者）1人

▼任期 委嘱状交付日から2年間

▼応募方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入した書類（様式自由）を7月17日（金）（必着）までに持参または郵送で提出してください。（〒361-1860 行田市本丸2-5 行田市役所高齢者福祉課）

▼選考方法 抽選により決定します。

▼問い合わせ 高齢者福祉課高齢福祉担当（内線278）